## 電気設備工事共通仕様書(2021年7月) 新旧対照表

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	L事共通任禄書(2021 年 / 月) 新旧 <u>対照表</u> 旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
			(略)
電気設備工事共通仕様書	電気設備工事共通仕様書		変更
20 <mark>21</mark> 年 <mark>7</mark> 月	20 <del>19</del> 年4月		
ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路紫花	ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路紫菜		(略)

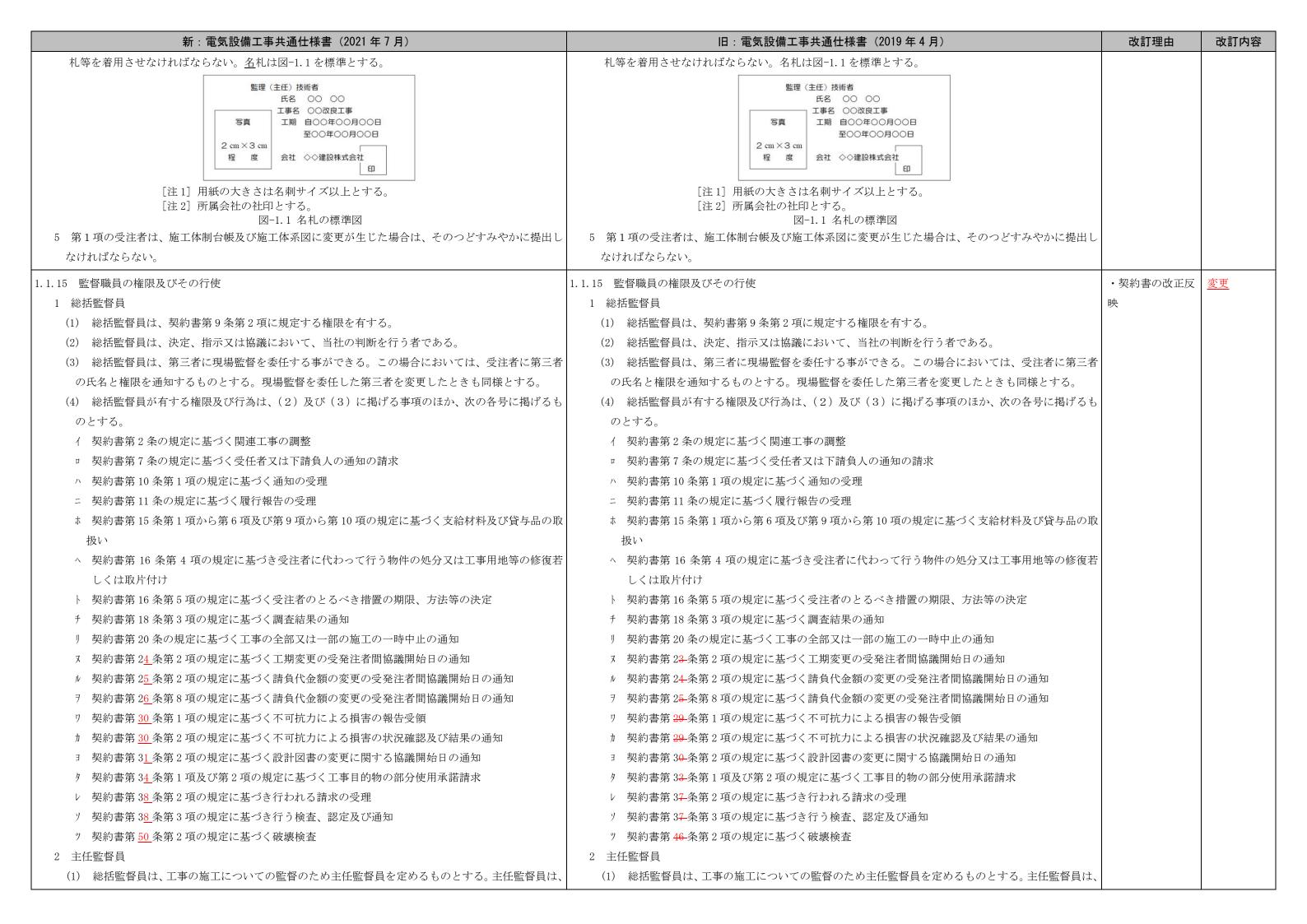
新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019年4月)	改訂理由	改訂内容
			(略)
首都高速道路株式会社	首都高速道路株式会社		<u>変更</u>
電気設備工事共通仕様書	電気設備工事共通仕様書		
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則1		
第 2 章 機器及び材料4	第 2 章 機器及び材料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第 3 章 共 通 工 事5	第 3 章 共 通 工 事 … 52		
第 4 章 屋内配線工事64	第 4 章 屋内配線工事 ······63		
第 5 章 屋外配線工事・構内電線路工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 5 章 屋外配線工事・構内電線路工事 ····································		
第 6 章 接 地 工 事	第 6 章 接 地 工 事 ·································		
第 7 章 受変電設備工事 ····· 15	第 7 章 受変電設備工事		
第 8 章 道路・建物電気設備工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 8 章 道路・建物電気設備工事 ····································		
第 9 章 通信設備工事	第 9 章 通信設備工事		
第10章 交通管制設備工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第10章 交通管制設備工事218		
第11章 ETC設備工事 ····· 233	第11章 ETC設備工事 ······ 23 <mark>2</mark>		
資料編 ····································	7 資料編 ···································		
			(略)

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義		
20 <b>連 絡</b> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または 緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	20 <b>連 絡</b> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または 緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要 な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	・文言の修正(国 交省準拠)	
			(略)
24 書 面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた <u>ものを有効とする。なお、情報共有システムを用いない場合</u> に <u>お</u> いては、 <u>発行年月を記載し、記名(</u> 署名または押印 <u>を含む)した</u> も <u>のも</u> 有効とする。また、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	24 書 面 書面とは、 <del>手書き、印刷物等による</del> 工事打合せ簿等の工事帳票をいい、 <del>発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、</del> 情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた <del>工事帳票</del> については、署名または押印 <del>がなくて</del> も有効とする。また、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	・文言の修正(国 交省準拠)	変更
			(略)
1.1.6 遵守すべき法令等  1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法(令和元年5月改正 法律第16号) (2)建設業法(令和元年6月改正 法律第37号) (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号) (4)労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号) (5)労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号) (6)作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号) (7)じん肺法(平成30年7月改正 法律第11号) (8)雇用保険法(令和2年3月改正 法律第14号) (9)労働者災害補償保険法(令和2年3月改正 法律第14号) (10)健康保険法(令和2年3月改正 法律第8号) (11)中小企業退職金共済法(令和元年5月改正 法律第16号) (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号) (13)出入国管理及び難民認定法(令和元年12月改正 法律第63号) (14)道路法(令和2年5月改正 法律第31号) (15)道路交通法(令和2年6月改正 法律第42号) (16)道路運送法(令和2年6月改正 法律第37号) (18)砂防法(平成25年11月改正 法律第37号)	1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法(平成18年6月改正 法律第69号) (2)建設業法(平成28年6月改正 法律第69号) (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号) (4)労働基準法(平成22年6月改正 法律第31号) (5)労働安全衛生法(平成29年6月改正 法律第31号) (6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第32号) (7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号) (8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第83号) (9)労働者災害補償保険法(平成27年6月改正 法律第63号) (9)労働者災害補償保険法(平成28年6月改正 法律第63号) (10)健康保険法(平成30年7月改正 法律第70号) (11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号) (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第52号) (13)出入国管理及び難民認定法(平成28年1上月改正 法律第89号) (14)道路法(平成30年3月改正 法律第6号) (15)道路交通法(平成29年6月改正 法律第52号) (16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第40号) (17)道路運送車両法(平成29年6月改正 法律第40号) (18)砂防法(平成25年11月改正 法律第60号)	・法令等の改正反映	変更
(19)地すべり等防止法(平成 2 <u>9</u> 年 6 月改正 法律第 <u>45</u> 号) (20)河川法(平成 29 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>45</u> 号) (21)海岸法(平成 <u>30 年 1</u> 2 月改正 法律第 <u>95</u> 号) (22)港湾法( <u>令和元年 1</u> 2 月改正 法律第 <u>68</u> 号)	(19)地すべり等防止法(平成 26年 6 月改正 法律第 69号) (20)河川法(平成 29年 5月改正 法律第 31号) (21)海岸法(平成 26年 6月改正 法律第 69号) (22)港湾法(平成 26年 6月改正 法律第 55号)		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019年4月)	改訂理由	改訂内容
(23)港則法(平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(23)港則法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)		
(24)漁港漁場整備法(平成 <u>30 年 1</u> 2 月改正 法律第 9 <u>5</u> 号)	(24) 漁港漁場整備法 (平成 2 <del>6 年 6</del> 月改正 法律第 <del>6</del> 9 号)		
(25)下水道法(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	(25)下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)		
(26)航空法( <mark>令和</mark> 2年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>6</u> 1号)	(26)航空法( <mark>平成</mark> -28-年 <del>5</del> 月改正 法律第 <del>5</del> 1 号)		
(27)公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(27)公有水面埋立法(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)		
(28)軌道法(平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>45</u> 号)	(28) 軌道法(平成 <del>18</del> 年 <del>3</del> 月改正 法律第 <del>19</del> 号)		
(29)森林法( <u>令和 2</u> 年 6 月改正 法律第 <u>41</u> 号)	(29)森林法( <del>平成 30</del> 年 6 月改正 法律第 <del>35</del> 号)		
(30)環境基本法(平成 <u>30 年</u> 6月改正 法律第 <u>50</u> 号)	(30)環境基本法(平成 <del>2</del> 6 <del>年 5</del> 月改正 法律第 <del>46</del> 号)		
(31)火薬類取締法( <u>令和元</u> 年 6 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	(31)火薬類取締法( <mark>平成 27</mark> 年 6 月改正 法律第 <del>50</del> 号)		
(32)大気汚染防止法( <u>令和</u> 2年 <u>年</u> 6月改正 法律第 <u>39</u> 号)	(32)大気汚染防止法( <del>平成</del> 27年6月改正 法律第41号)		
(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
(34)水質汚濁防止法(平成 2 <u>9</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 4 <u>5</u> 号)	(34)水質汚濁防止法 (平成 28年 5月改正 法律第 47号)		
(35)湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35)湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
(36)振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36)振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律( <mark>令和元</mark> 年6月改正 法律第 <u>37</u> 号)	(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律( <mark>平成 29</mark> 年 6 月改正 法律第 <del>61</del> 号)		
(38)文化財保護法( <u>令和</u> 2年6月改正 法律第 <u>41</u> 号)	(38) 文化財保護法( <mark>平成</mark> -26-年 6 月改正 法律第 <del>69</del> -号)		
(39)砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39)砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)		
(40)電気事業法( <mark>令和</mark> 2年6月改正 法律第 <u>4</u> 9号)	(40)電気事業法 ( <mark>平成</mark> 28年6月改正 法律第 <del>5</del> 9 号)		
(41)消防法(平成 <u>30</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 6 <u>7</u> 号)	(41)消防法 (平成 <del>27</del> 年 <del>9</del> 月改正 法律第 6 <del>6</del> 号)		
(42)測量法( <u>令和元</u> 年 6 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	(42) 測量法 ( <del>平成 23</del> 年 6 月改正 法律第 <del>61</del> 号)		
(43)建築基準法 ( <u>令和 2</u> 年 6 月改正 法律第 <u>43</u> 号)	(43)建築基準法( <del>平成 30</del> 年 6 月改正 法律第 <del>67</del> 号)		
(44)都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(44)都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)		
(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		
(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)		
(46) 土壤汚染対策法(平成 29 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>45</u> 号)	(46) 土壤汚染対策法 (平成 29 年 <mark>5-</mark> 月改正 法律第 <del>33</del> -号)		
(47)駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47)駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)		
(48)海上交通安全法(平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(48)海上交通安全法(平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)		
(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)	(49)海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)		
(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律( <mark>令和元</mark> 年 5 月改正 法律第 1 <u>8</u> 号)	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律( <del>平成 29</del> 年 5 月改正 法律第 41 号)		
(51)船員法 (平成 29 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>45</u> 号)	(51)船員法 (平成 29 年 4月改正 法律第 <del>21</del> 号)		
(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
(53)船舶安全法(平成 2 <u>9</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>41</u> 号)	(53)船舶安全法(平成 2 <del>6</del> 年 <del>6</del> 月改正 法律第 <del>69</del> 号)		
(54) 自然環境保全法(平成 <u>31</u> 年 <u>4</u> 月改正 法律第 <u>20</u> 号)	(54)自然環境保全法(平成 <del>26</del> 年 <del>6</del> 月改正 法律第 <del>69</del> 号)		
(55) 自然公園法( <mark>令和元</mark> 年 6 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	(55)自然公園法 ( <mark>平成 26</mark> 年 6 月改正 法律第 <del>69</del> 号)		
(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律		
( <u>令和元</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	( <mark>平成 27</mark> 年 <del>9</del> 月改正 法律第 <del>66</del> 号)		
(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律		
(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)		
(58)河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58)河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)		
(59)技術士法( <mark>令和元</mark> 年 6 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	(59)技術士法( <del>平成 26</del> 年 6 月改正 法律第 <del>69</del> 号)		
(60)漁業法( <mark>令和元</mark> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>1</u> 号)	(60)漁業法( <del>平成 30</del> 年 <del>7</del> 月改正 法律第 <del>75</del> 号)		
(61)空港法( <mark>令和元</mark> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>3</u> 7 号)	(61) 空港法( <mark>平成 25</mark> 年 <del>11</del> 月改正 法律第 7 <del>6</del> 号)		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内
(62)計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62)計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
(63)厚生年金保険法( <mark>令和</mark> 2年 <u>6</u> 月改正 法律第 4 <u>0</u> 号)	(63)厚生年金保険法( <mark>平成-</mark> 28-年 <del>12</del> -月改正 法律第 <del>11</del> 4 号)		
(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)		
(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)	(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
(66) 最低賃金法(平成24年4月改正法律第27号)	(66) 最低賃金法(平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)		
(67)職業安定法 ( <u>令和元</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	(67) 職業安定法( <del>平成 29</del> 年 <del>3</del> 月改正 法律第 <del>14</del> 号)		
(68)所得税法 ( <u>令和 2 年</u> 3 月改正 法律第 <u>8</u> 号)	(68)所得税法( <del>平成-</del> 3 <del>0 年 1</del> 月改正 法律第 <del>7</del> 号)		
(69)水産資源保護法 (平成 <u>30 年 1</u> 2 月改正 法律第 <u>89</u> 号)	(69)水産資源保護法(平成 2 <del>7 年 9</del> 月改正 法律第 <del>70</del> 号)		
(70)船員保険法( <u>令和</u> 2年 <u>3</u> 月改正 法律第 <u>14</u> 号)	(70)船員保険法( <mark>平成-</mark> 29-年 <del>6</del> -月改正 法律第 <del>52-</del> 号)		
(71)著作権法( <u>令和 2</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>48</u> 号)	(71)著作権法( <mark>平成 30</mark> 年 <del>7</del> 月改正 法律第 <del>70</del> 号)		
(72)電波法 ( <mark>令和 2</mark> 年 <u>4</u> 月改正 法律第 2 <u>3</u> 号)	(72)電波法( <del>平成 30</del> 年 <del>12</del> 月改正 法律第 <del>10</del> 2 号)		
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法		
( <mark>令和</mark> 2年6月改正 法律第4 <u>2</u> 号)	( <del>平成</del> -2 <del>7</del> -年 6 月改正 法律第 4 <del>0</del> -号)		
 (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律( <mark>令和</mark> 2年3月改正 法律第14号)	(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律( <del>平成</del> 2 <del>9</del> 年3月改正 法律第14号)		
(75)農薬取締法( <u>令和元</u> 年 <u>12</u> 月改正 法律第 <u>62</u> 号)	(75)農薬取締法( <del>平成 30</del> 年 <del>6</del> 月改正 法律第 <del>53</del> 号)		
(76) 毒物及び劇物取締法(平成 <u>30</u> 年 6 月改正 法律第 <u>66</u> 号)	(76) 毒物及び劇物取締法(平成 <del>27</del> 年 6 月改正 法律第 <del>50</del> 号)		
	(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月法律第 41 号)		
(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律( <mark>令和元</mark> 年 6 月 <u>改正</u> 法律第 <u>3</u> 5 号)	(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律( <del>平成 26</del> 年 6 月法律第 5 <del>6</del> 号)		
	(79)警備業法( <del>平成 23</del> 年 6 月改正 法律第 <del>61</del> 号)		
 (80)個人情報の保護に関する法律( <mark>令和</mark> 2年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>44</u> 号)	(80)個人情報の保護に関する法律( <del>平成</del> -2 <del>8</del> 年 <del>5</del> 月改正 法律第 <del>51</del> 号)		
(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		
( <mark>令和 2</mark> 年 6 月改正 法律第 42 号)	( <del>平成 30</del> 年 <del>5</del> 月改正 法律第 <del>3</del> 2 号)		
(82) 車両制限令(平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号)	(82) 車両制限令(平成 <del>26</del> 年 <del>5</del> 月改正—政令第 1 <del>87</del> 号)		
	(83)道路交通法施行令( <del>平成 30</del> 年 1 月改正 政令第 <del>1</del> 号)		
(84) 電気工事士法(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(84) 電気工事士法(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
(85) 電気通信事業法( <del>令和 2</del> 年 5 月改正 法律第 30 号)	(85)電気通信事業法( <del>平成 30</del> 年 5 月改正—法律第 <del>24</del> 号)		
(86) 有線電気通信法(平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)	(86)有線電気通信法(平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)		
(87) 電気用品安全法(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(87) 電気用品安全法(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
(88) 気象業務法(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(88) 気象業務法(平成 2 <del>6</del> -年 <del>6</del> -月 <del>13-日</del> 改正 法律第 <del>69-</del> 号)		
(89) その他の関係法令等	(89) その他の関係法令等		
2 受注者は、諸法令を <mark>遵</mark> 守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないよう			
にしなければならない。	にしなければならない。		
3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり、矛	 ・  3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり、矛		
盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。			
4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協			
識により決定しなければならない。	議により決定しなければならない。		
1.7 書類の提出	1.1.7 書類の提出	・諸基準類の改訂	<u>変更</u>
1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用マニュアル」に基づいて、	1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用 <mark>ガイドライン</mark> 」に基づい	反映	
	て、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければなら		
い。情報共有システムにより作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しな	ない。		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
いものとする。 2 次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。 (1) 請負代金額に係る書類 (2) 請負代金代理受領承諾書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類 (5) その他現場説明の際に指定した書類	2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。 (1) 請負代金額に係る書類 (2) 請負代金代理受領承諾書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類 (5) その他現場説明の際に指定した書類 3 前項によらず、設計図書において情報共有システムにより作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。		(略)
ればならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他	<ul> <li>1.1.8 受注者相互の協力</li> <li>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</li> <li>2 受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</li> </ul>	・記述の整理	変更
1.1.13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	· 額の請負代金 <mark>での</mark> 下請契約 <del>の</del> 締結 <del>に努め</del> なければならない。	・文言の修正(国 交省準拠)	<u>変更</u>
<ul> <li>1.1.14 施工体制台帳等</li> <li>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写し提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</li> <li>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</li> <li>(1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項</li> <li>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</li> <li>(3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</li> <li>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</li> <li>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</li> <li>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名</li> </ul>	台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写し提出しなければならない。  2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。 (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項 (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名 (3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真 (4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期 3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任し	・法令等の改正反映	変更



新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019年4月)	 改訂理由	改訂内容
総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとす	総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとす	,	7.002
5.	5.		
(2) 主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うこと	(2) 主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うこと		
ができる。	ができる。		
- (3) 主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、	(3) 主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、		
主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、又は担当監督員に命じて立会わせることがで	主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、又は担当監督員に命じて立会わせることがで		
きる。	きる。		
(4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるも	(4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるも		
のとする。	のとする。		
イ 契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整	イ 契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整		
型約書第7条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求	型約書第7条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求		
ハ 契約書第9条第2項に掲げる権限	^ 契約書第9条第2項に掲げる権限		
- 契約書第9条第4項に掲げる行為	ニ 契約書第9条第4項に掲げる行為		
ホ 契約書第9条第5項に掲げる受領行為	* 契約書第9条第5項に掲げる受領行為		
^ 契約書第 11 条の規定に基づく履行報告の受理	^ 契約書第11条の規定に基づく履行報告の受理		
ト 契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等	ト 契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等		
チ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会	チ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会		
リ 契約書第14条第4項に掲げる請求	リ 契約書第14条第4項に掲げる請求		
ヌ 契約書第14条第6項に掲げる行為	ヌ 契約書第14条第6項に掲げる行為		
ル 契約書第15条第2項に掲げる検査	ル 契約書第15条第2項に掲げる検査		
ヲ 契約書第18条第2項に掲げる調査	ヲ 契約書第18条第2項に掲げる調査		
ワ 契約書第 2 <mark>7</mark> 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限	ワ 契約書第 2 <del>6</del> 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限		
カ 契約書第 3 <mark>8</mark> 条に係わる出来形検査	カ 契約書第34条に係わる出来形検査		
ョ 契約書第3 <u>4</u> 条第1項及び第2項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求	ョ 契約書第 33-条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求		
タ 契約書第 55 条第 2 項及び第 3 項の提示及び通知	タ 契約書第47条第2項及び第3項の提示及び通知		
3 担当監督員	3 担当監督員		
(1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、	(1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、		
総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を	総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を		
有するものとする。	有するものとする。		
(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約図書に定める検査及び立会(確認を含む)を	(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約図書に定める検査及び立会(確認を含む)を		
行うことができる。	行うことができる。		
(3) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等に	(3) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等に		
ついて必要な指示を行うことができる。	ついて必要な指示を行うことができる。		
(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為と	(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為と		
される事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。	される事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。		
イ 契約書第9条第2項第3号に掲げる権限	イ 契約書第9条第2項第3号に掲げる権限		
型約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等	契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等		
n 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会	^ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会		
ニ 契約書第14条第4項に掲げる請求	ニ 契約書第14条第4項に掲げる請求		
* 契約書第 14 条第 6 項に掲げる行為	* 契約書第 14 条第 6 項に掲げる行為		
^ その他主任監督員が必要と認める事項	へ その他主任監督員が必要と認める事項		
4 施行管理員	4 施行管理員		

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
主任監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項の(2)、(3)及び(4)に	主任監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項の(2)、(3)及び(4)に		
規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。	規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。		
5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要	5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要		
する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当	する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当		
該指示又は承諾に従わなければならない。	該指示又は承諾に従わなければならない。		
6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監	6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監		
督職員と受注者の間において確認されなければならない。	督職員と受注者の間において確認されなければならない。		
			(略)
1.1.26 スライド条項の適用	1.1.26 スライド条項の適用	・契約書の改正	<u>変更</u>
1 契約書第26条第1項から第4項までの規定(以下「スライド条項」という。)に基づく請負代金額の変更(以下「スライド」という。)は、次項から第7項までの定めにより、行うものとする。	1 契約書第25-条第1項から第4項までの規定(以下「スライド条項」という。)に基づく請負代金額の変更(以下「スライド」という。)は、次項から第7項までの定めにより、一行うものとする。	反映	
2 賃金又は物価の変動	2 賃金又は物価の変動		
スライド条項にいう賃金又は物価の変動とは、当該工事場所のある都県における建設労働者の賃金水			
準、建設資材の価格、建設機械及び仮設材の損料、賃料、運送料等に関する価格水準の変動をいう。	準、建設資材の価格、建設機械及び仮設材の損料、賃料、運送料等に関する価格水準の変動をいう。		
3 請求の方法	3 請求の方法		
(1) 発注者又は受注者(以下「請求者」という。)が賃金又は物価の変動状況、当該工事の残工事量等			
から勘案し、適当と判断した日にスライドの請求を行うことができる。ただし、請負契約締結の日又			
は直前のスライド条項に基づく請負代金額の変更を請求した日から 12ヶ月を経過した後であって、			
残工事の工期が当該スライド請求をする日から 2ヶ月以上あるときでなければならない。	残工事の工期が当該スライド請求をする日から 2ヶ月以上あるときでなければならない。		
(2) 前号の請求は、当該請求者が「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更協議書」を相手方	(2) 前号の請求は、当該請求者が「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更協議書」を相手方		
に提出することにより行う。	に提出することにより行う。		
4 適用の基準日	4 適用の基準日		
スライド条項の規定を適用する基準日は、契約書第26条第3項の規定に基づき、請求者から請求のあ	スライド条項の規定を適用する基準日は、契約書第 2 <del>5</del> 条第 3 項の規定に基づき、請求者から請求のあ		
った日とする。	った日とする。		
5 残工事量の算定	5 残工事量の算定		
変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量は、契約数量に対する基準	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量は、契約数量に対する基準		
日までの工事出来形部分(施工済数量)を基準日直前の実施工程表を用いて確認し、契約数量から差し	日までの工事出来形部分(施工済数量)を基準日直前の実施工程表を用いて確認し、契約数量から差し		
引いて算出する。	引いて算出する。		
6 残工事量の認定	6 残工事量の認定		
(1) 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の認定については、スライドの請求があった日	(1) 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の認定については、スライドの請求があった日		
から起算して 14 日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、総括監督員が認定するもの	から起算して 14日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、総括監督員が認定するもの		
とする。この場合において、受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は残工事量に含め	とする。この場合において、受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は残工事量に含め		
ず、基準日までの工事出来形部分に含めるものとする。	ず、基準日までの工事出来形部分に含めるものとする。		
(2) 前号の残工事量の認定のために必要となる基準日までの工事出来形部分の確認は、「残工事数量	(2) 前号の残工事量の認定のために必要となる基準日までの工事出来形部分の確認は、「残工事数量		
確認書」により、受注者の立会の上、現場監督員が行う。この場合において、必要な資料等の作成は、	確認書」により、受注者の立会の上、現場監督員が行う。この場合において、必要な資料等の作成は、		
受注者が行うものとする。	受注者が行うものとする。		
7 スライドの協議	7 スライドの協議		
(1) スライドの協議は、残工事数量が最終確定したときに行う。	(1) スライドの協議は、残工事数量が最終確定したときに行う。		
(2) スライド額は、変動前残工事代金額と変動後代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の15/	(2) スライド額は、変動前残工事代金額と変動後代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の15/		
1000 を超える額とする。	1000 を超える額とする。		
8 スライド額の支払	8 スライド額の支払		

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
スライド額の支払は、しゅん功代金の支払時に合わせて行う。この場合において、スライド額の支払を	スライド額の支払は、しゅん功代金の支払時に合わせて行う。この場合において、スライド額の支払を		
行う者が受注者であるときは、しゅん功代金と相殺することができる。	行う者が受注者であるときは、しゅん功代金と相殺することができる。		
1.1.27 不可抗力による損害	1.1.27 不可抗力による損害	・契約書の改正	<u>変更</u>
   契約書第 <u>30</u> 条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。	契約書第 29条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。	反映	
(1) 降雨に起因する場合で、次のいずれかに該当する場合	(1) 降雨に起因する場合で、次のいずれかに該当する場合		
イ 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80 mm以上のとき。	イ 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80 mm以上のとき。		
ロ 1時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20 mm以上のとき。	ロ 1時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20 mm以上のとき。		
ハ その他設計図書で定める基準	ハ その他設計図書で定める基準		
(2) 強風に起因する場合	(2) 強風に起因する場合		
最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が 15m/秒以上あった場合。	最大風速(10 分間の平均風速で最大のもの)が 15m/秒以上あった場合。		
(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合	(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合		
地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に	地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に		
わたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。	わたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。		
1.1.28 損害範囲の認定	1.1.28 損害範囲の認定	<ul><li>契約書の改正</li></ul>	<u>変更</u>
契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、			
契約書第27条及び本章5節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不			
良等受注者の責めによるとされるものをいう。	良等受注者の責めによるとされるものをいう。		
1.1.29 工事のしゅん功	1.1.29 工事のしゅん功	<ul><li>契約書の改正</li></ul>	
1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第32条第1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を	1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第 31条第 1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を	反映	
提出しなければならない。	提出しなければならない。		
2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をい			
う。	う。		
(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。	(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。		
(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。	(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。		
(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。	(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。		
(4) 次に掲げるしゅん功図書等の整備が設計図書により完了していること。	(4) 次に掲げるしゅん功図書等の整備が設計図書により完了していること。		
①しゅん功図書	①しゅん功図書		
・しゅん功図(出来形図、施工図含む)	・しゅん功図(出来形図、施工図含む)		
・i-Construction 関連成果	・i-Construction 関連成果		
・材料計算書	・材料計算書		
・設計計算書	・設計計算書		
・数量計算書	・数量計算書		
・管理カード	・管理カード		
・図面管理ファイル	・図面管理ファイル		
②工事書類(工事帳票・工事写真)	②工事書類(工事帳票・工事写真)		
・施工計画書(実施工程表含む)、作業計画書	・施工計画書(実施工程表含む)、作業計画書		
・工事打合せ簿	・工事打合せ簿		
・材料検査に関する書類	・材料検査に関する書類		
・品質管理に関する書類	・品質管理に関する書類		
・支給材料に関する書類	・支給材料に関する書類		
・貸与品に関する書類	・貸与品に関する書類		

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
・工事写真	・工事写真		
・その他、施工計画、施工体制、施工管理、安全管理等に係る書類	・その他、施工計画、施工体制、施工管理、安全管理等に係る書類		
③契約図書・契約関係図書(写し)	③契約図書・契約関係図書(写し)		
・契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)	・契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)		
・金額を記載しない設計書(写し)及び図面	・金額を記載しない設計書(写し)及び図面		
・その他、契約関係に係る書類	・その他、契約関係に係る書類		
④その他	④その他		
• 工事完了明細報告書	・工事完了明細報告書		
・その他、検査に必要な書類、記録等	・その他、検査に必要な書類、記録等		
ここで、「材料検査に関する書類」、「品質管理に関する書類」とは第2章機器及び材料により <b>提</b>	ここで、「材料検査に関する書類」、「品質管理に関する書類」とは第2章機器及び材料により <b>提出</b> を		
出を求めている書類である。	求めている書類である。		
3 契約書第43条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通	3 契約書第 4 <del>2</del> 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日		
知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第32条第2項及び第6項に規定するものをい	及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第 3 <del>1</del> 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。遅延		
う。遅延日数=(しゅん功通知書受領日-契約工期末日)+(修補完了通知書受領日-不合格の通			
知日)	4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで <b>提出</b> しなければならない。なお、		
4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで <b>提出</b> しなければならない。	作成方法や様式等は監督職員からの <b>指示</b> によらなければならない。		
なお、作成方法や様式等は監督職員からの <b>指示</b> によらなければならない。	5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日		
5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日			
までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの <b>指示</b> によら			
なければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請			
負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示			
を行う。			
. 30 部分使用	1.1.30 部分使用	<ul><li>契約書の改正</li></ul>	<u>変更</u>
1 部分使用の請求及び承諾	1 部分使用の請求及び承諾	反映	355
(1) 発注者が契約書第34条第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用しようとするとき			
は、「部分使用承諾請求書」により受注者に承諾を求めることができる。	は、「部分使用承諾請求書」により受注者に承諾を求めることができる。		
(2) 受注者は、前号の承諾を求められたときは、特段の理由がない限り「部分使用承諾書」により承			
苦しなければならない。	諾しなければならない。		
2 部分使用の検査	2 部分使用の検査		
(1) 前項により受注者が部分使用を承諾したときは、現場監督員は、受注者の立会の上、当該工事目			
的物の出来形検査を行うものとする。なお、当該検査に合格した場合においても、契約書第17条及			
び第32条の規定は、適用される。	び第34条の規定は、適用される。		
(2) 受注者は、前号の検査において現場監督員から修補が指示されたときは、直ちに自らの責任と費			
用により修補を行わなければならない。	用により修補を行わなければならない。		
(3) 受注者は、当該検査に必要な資料、工事記録写真等を整備するとともに、必要な人員、機材等を	-		
提供しなければならない。	提供しなければならない。		
(4) 現場監督員は、第三者に工事目的物の部分使用をさせようとするときは、第1号の検査に当該第			
(4) 現物監督員は、第二年に工事日的初の部分使用をさせようとするとさば、第1万の機能に当該第 三者を立会わせることができる。	(4) 先物監督員は、第二者に工事目的物の部別使用をさせようとするとさば、第1万の便宜に当政第 三者を立会わせることができる。		
二旬を立云わせることがくさる。 3 受注者は、前項の検査の完了後、直ちに当該工事目的物を使用できる状態にしなければならない。	二者を立云わせることがくさる。 3 受注者は、前項の検査の完了後、直ちに当該工事目的物を使用できる状態にしなければならない。		
3 支任有は、前項の便宜の元子後、直らに当該工事目的物を使用できる状態にしなりればならない。 4 他者の工事に係る工事目的物を部分使用する場合	3 文任有は、前項の便宜の元子後、直らに当該工事目的物を使用できる仏態にしなりればならない。 4 他者の工事に係る工事目的物を部分使用する場合		
ェ 同点の工事に必可工事は自200で即分区用する物目	ェ 四省ツエザに所はエザロ明がと即力区用りも初日		
(1) 受注者は、監督職員から他者の工事に係る工事目的物の部分使用を指示されたときは、その使用	(1) 受注者は、監督職員から他者の工事に係る工事目的物の部分使用を指示されたときは、その使用		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。	部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。		
(2) 受注者は、前号の部分使用に当たり、その責めにより工事目的物に損害を与えたときは、その損	(2) 受注者は、前号の部分使用に当たり、その責めにより工事目的物に損害を与えたときは、その損		
害を賠償しなければならない。	害を賠償しなければならない。		
			(略)
1.1.35 <u>守秘義務</u>		・貸与した図面	<u>追加</u>
1 受注者は、契約書第1 条第4 項の規定により、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を第三		や資料の扱いを	
者に漏らしてはならない。なお、業務の実施過程で知り得た秘密には、当社から貸与した図面及びその		追加	
他関係資料を含むものとする。			
2 受注者は、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を業務の目的以外に使用してはならない。			
3 受注者は、特記仕様書に定めるもののほか、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密の漏えい、			
滅失、改ざん、盗用又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の適切な管理に必要な措置を			
講じなければならない。			
4 受注者は、漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、速やかに発注者			
に報告し、受注者の責任において適切な措置を講じなければならない。			
5 受注者は、保有する個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密が記載又は記録された文書及び電子			
媒体について、契約の終了後又は解除後速やかに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者			
が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。			
6 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、1.1.34 第1 項の承諾を受けた場合は、			
この限りではない。			
7 守秘義務に係る規定は、契約の終了後又は解除後においても有効とする。			
<u>1.1.36 し</u> ゅん功図書		<ul><li>諸基準類の改</li></ul>	<u>変更</u>
	   1 受注者は、工事が完成したときは、当社制定「電子納品等運用 <mark>ガイドライン</mark> 」に基づき	訂反映	
	   しゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法につい		
のある場合は、その定めに従わなければならない。	て、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。		
2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成	   2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成		
方法を設計図書に定めるとき又は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければなら	方法を設計図書に定めるとき又は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければなら		
ない。	ない。		
1.3 <u>7</u> コリンズ(CORINS)への登録	1.1.3 <mark>6</mark> コリンズ (CORINS) への登録	・文言の修正	<u>変更</u>
受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情	(国交省準拠)	
報 <u>システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績</u> 情報として「登録のための確認	報 <del>サービ</del> ス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認		
のお願い」を <u>コリンズから監督職員にメール送信</u> し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、	のお願い」を <mark>作成</mark> し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き		
土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜	10 日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に完		
日、祝日等を除き 10 日以内に完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂	成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録 <mark>申請</mark>		
正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。	をしなければならない。		
登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・	登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・		
変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。		
また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、 <u>コリンズ登録時</u> に <u>監督職員</u> に <u>メール送信さ</u> れ <u>る</u> 。なお、	なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場		
変更時と工事完成時の間が 10 日間 <u>(土曜日、日曜日、祝日等を除く)</u> に満たない場合は、変更時の <u>登録</u>	<del>合は、原則として登録を必要としない。</del>		
<u>申請</u> を省略できる <u>。</u>	また、登録機関発行の「登録内容確認書」 <del>が受注者に届いた際に</del> は、 <del>連やか</del> に <del>その写しを直ち</del> に <del>提出</del>		

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
<u>また、本工事の完成後において訂正または削除</u> する <u>場合においても同様に、コリンズから発注者に</u>	<del>しなけ</del> れ <del>ばならない</del> 。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の <mark>提出</mark> を省		
メール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	略できる <del>も</del> の <del>と</del> する。		
1. 1. 38 建設副産物	1.1.37 建設副産物	・文言の修正	変更
<ul> <li>1.1.38 建設副産物</li> <li>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。</li> <li>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</li> <li>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</li> <li>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</li> <li>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</li> <li>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</li> </ul>	1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成 14 年 5 月 30 日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成 3 年 10 月 25 日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。 2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。 3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票	・文言の修正 (国交省準拠)	変更
	で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実 施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェス		
<ul> <li>1.1.39 過積載等の防止</li> <li>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に搬送計画を記載しなければならない。</li> <li>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車</li> </ul>	事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に搬送計画を記載しなければならない。		<u>変更</u>

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019年4月)	改訂理由	改訂内容
新: 電気設備工事共通は保着 (2021 年 7 月)  両を通行させるときは、「道路法」第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。  3 受注者は、土砂、資材等の運搬に当っては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。 (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。 (2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載を行っている資材業者から、資材を購入しないこと。 (4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当っては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンブカー及び不法表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不法表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当っては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。	両を通行させるときは、「道路法」第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 3 受注者は、土砂、資材等の運搬に当っては、ダンブカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。 (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。 (2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載を行っている資材業者から、資材を購入しないこと。 (4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当っては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンブカー及び不法表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (7) 取引関係のあるダンブカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不法表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。	以礼理田	以前内谷
(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。  1.1.40 特許権等 1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権 その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利 となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を 行う前に、監督職員と協議しなければならない。 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により報告するとともに、これを保全す るための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議 するものとする。 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規 定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の 規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。  ② 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により報告するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。  ③ 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の		変更
1.1.41 工事関係者に対する措置請求 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 発注者又は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、専任技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不	1.1.40 工事関係者に対する措置請求 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当 と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとる べきことを請求することができる。 2 発注者又は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、専任技術者(これらの者と現場代		変更

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を	適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を		
とるべきことを請求することができる。	とるべきことを請求することができる。		
1.1.4 <mark>2</mark> 臨機の措置	1.1.4 <mark>1</mark> 臨機の措置		<u>変更</u>
1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、	1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、		
受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに報告しなければならない。	受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに報告しなければならない。		
2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は	2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は		
人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に	人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に		
重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができ	重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができ		
る。	る。		
1.1.4 <mark>3</mark> 管理カードの作成	1.1.4 <sup>2</sup> 管理カードの作成		<u>変更</u>
受注者は、工事が完成したときは、当社制定の保全情報管理システム管理カード作成仕様書に基づき自	受注者は、工事が完成したときは、当社制定の保全情報管理システム管理カード作成仕様書に基づき自		
らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに監督職員に提出しなければならない。この	らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに監督職員に提出しなければならない。この		
場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。	場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。		
			(略)
	   第 4 節	 ・文言の修正	<u>変更</u>
		(国交省準拠)	
1.4.3 施工計画書	1.4.3 施工計画書		
1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法			
等についての施工計画書を監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければなら			
ない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職			
員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。	(2) 実施工程表 (事前に 1.4.2 により、監督職員の承諾を得ること。)		
(1) 工事概要	(3) 現場組織表		
(2) 実施工程表(事前に 1.4.2 により、監督職員の承諾を得ること。)	(4) 主要機械		
(3) 現場組織表	(5) 主要資材		
(4) 主要機械	(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む)		
(5) 主要資材	(7) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理)		
(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む)	(8) 安全管理		
(7) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理)	(9) 緊急時の体制及び対応		
(8) 安全管理	(10) 交通管理		
(9) 緊急時の体制及び対応	(11) 環境対策		
(10) 交通管理	(12) 現場作業環境の整備		
(11) 環境対策	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		
(12) 現場作業環境の整備	(14) その他 (例:総合評価施工計画 ETC 業務用カードの管理等)		
(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提		
(14) その他 (例:総合評価施工計画 ETC 業務用カードの管理等)	出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計		
2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提	画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差		
出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計	替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込		
画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差	むこと。併せて、作業計画書を差込んだことがわかるよう整理すること。		
替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込	3 受注者は、工種毎の施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合に		
むこと。併せて、作業計画書を差込んだことがわかるよう整理すること。	は、監督職員の承諾を得て、施工計画書又は変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
3 受注者は、工種毎の施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書又は変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。	合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。		
			(略)
1. 4.13 環境保全 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施上計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直もに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.19の規定に従い対応しなければならない。 3 監督職員は、工事の施工に伴い態度注下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者が、必要な資料を提示しなければならない。 4 受注者は、工事に使用する作業指等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(今和元年5月改正 法律第18号)」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5 受注者は、工事に使用する作業給等が多でした。通常でもあらとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械が再度23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等 249号)」、「排出ガス対策型建設機械等 1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等)という。)を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械の連携で実施された民間開発建設技術が極調度と廃職するととができるが、これにより難い場合は、配替職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル境内作業において表1ー2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・短り21年に乗る多表が付きれた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する場合は、2011年以降の排出ガス等と時間を設備機能を使用する場合は、2011年以降の排出ガス対策型建設機械を使用する場合に、2011年以降の排出ガスを発生されたが表れが影響を関係では以ますでは、23年7月13日付国総環リ第1号)に長さきれたいスネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用非出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用非出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用・1月)のは、2011年以来の非常に対しな対策を開からいに対しまれば、2011年以来の対策を開から対しまれば、2011年以来の対策を開からないに対しまれば、2011年以来の対策を開から対策を開かられば、2011年以来の対策を開から、2011年に対する対策を開からないに対策を開からないに対策を開からないに対しまれば、2011年に対しまれば、2011年に対しまれば、2011年に対しませ、2011年に対するが、2011年に対するは、2011年に対するは、2011年に対するは、2011年に対域に対するは、2011年に対域に対域に対するは、2011年に対域に対域に対域に対するは、2011年に対域に対するは、2011年に対域に対するは、2011年に対するは、2011年に対域に対域に対するは、2011年に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に	日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措度を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しなければならない。 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編 (平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程侵終改正平成24年3月23日付国土交通省完第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械が近ア「排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 非出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、完了4年度建設技術評価制度公募課題「建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号第1項第2号を11月11日経済産業者・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号第1項第2号を11月11日経済産業者・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号を11月11日経済産業者・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第		変更

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価		
制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間	制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間		
開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装	開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装		
置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職	置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職		
員と協議するものとする。	員と協議するものとする。		
7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当	7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当		
該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売さ	該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売さ		
れている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃	れている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃		
料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の	料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の		
使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。		
8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、	8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、		
各都県の条例の名称は以下の通りである。	各都県の条例の名称は以下の通りである。		
(1) 東京都:都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(1) 東京都:都民の健康と安全を確保する環境に関する条例		
(平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号)	(平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号)		
(2) 神奈川県:神奈川県生活環境の保全等に関する条例	(2) 神奈川県:神奈川県生活環境の保全等に関する条例		
(平成9年10月17日条例第35号)	(平成9年10月17日条例第35号)		
(3) 埼玉県:埼玉県生活環境保全条例 (平成13年7月17日条例第57号)	(3) 埼玉県:埼玉県生活環境保全条例 (平成13年7月17日条例第57号)		
(4) 千葉県:千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例	(4) 千葉県:千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例		
(平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号)	(平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号)		
9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30	9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30		
日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音	日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音		
型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定	型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定		
された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不	された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不		
可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。		
10 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物	10 受注者は、資材 (材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物		
品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリ	品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリ		
ーン購入法」という。) 第2条に規定する環境物品等をいう。) の使用を積極的に推進するものとする。	ーン購入法」という。) 第2条に規定する環境物品等をいう。) の使用を積極的に推進するものとする。		
(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調	(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調		
達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業	達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業		
ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、	ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、		
監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監	監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監		
督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。		
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に	(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に		
留意すること。	留意すること。		
			(略)
5 節 安全衛生管理	第 5 節 安 全 衛 生 管 理	・記述の整理	<u>変更</u>
5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者	1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者		
3.2 総括安全衛工監理者、総括安全衛工員に有及び元ガ安主衛工事程 1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管			
理の業務に従事させなければならない。なお、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者について、労			
働安全衛生法、労働安全衛生規則、および、平成5年3月31日付基発第209号の2「中規模建設工事			

## 

- 2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、1.1.16の「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて**提出**しなければならない。
- 3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。
- 4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 11 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。
- 5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更 選定通知書」を**提出**しなければならない。
- 6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項 の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。
- (1) 総括安全衛生監理者

受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権 限を与えられた者

(2) 統括安全衛生責任者

労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)

(3) 元方安全衛生管理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び 実務に精通した者

(4) 元方安全衛生管理代理者

労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工 及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。
- (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。
- (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと
- (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。
- 8 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている 業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。
- (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処理すること。
- (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その

2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した 場合には、「<del>総括安全衛生監</del>理者等選定通知書」に経歴書を添えて**提出**しなければならない。 改訂内容

- 3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。
- 4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 11 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。
- 5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更 選定通知書」を**提出**しなければならない。
- 6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項 の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。
- (1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権 限を与えられた者
- (2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)
- (3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び 実務に精通した者
- (4) 元方安全衛生管理代理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者 7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工 及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。
- (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。
- (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと
- (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。
- 8 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている 業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。
- (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処理すること。
- (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係	他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係		
機関に連絡しなければならない。	機関に連絡しなければならない。		
9 元方安全衛生管理者は、現場に専属の者とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定	9 元方安全衛生管理者は、現場に専属の者とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定		
されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生	されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生		
責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき	責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第 29 条に基づき		
実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示	実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示		
しなければならない。	しなければならない。		
10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務	10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務		
を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。	を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。		
なお、この場合、代理を務める期間にあっては現場に専属の者でなければならない。	なお、この場合、代理を務める期間にあっては現場に専属の者でなければならない。		
11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条	11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条		
第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則と	第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則と		
して統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。	して統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。		
12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置	12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置		
を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な	を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な		
措置を講じておかなければならない。	措置を講じておかなければならない。		
5.3 災害及び事故報告	1.5.3 災害及び事故報告	・契約書の改正	<u>変更</u>
受注者は、工事の施工中、若しくは工事の中止中に災害又は事故が発生したと きは、直ちに応急処置	受注者は、工事の施工中、若しくは工事の中止中に災害又は事故が発生したと きは、直ちに応急処置	反映	
をとり、監督職員に通報し指示を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告	をとり、監督職員に通報し指示を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告		
書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。	書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。		
(1) 契約書第30条第1項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。	(1) 契約書第 <del>29</del> 条第 1 項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。		
(2) 前号以外の災害及び事故については、現場監督員に提出するものとする。	(2) 前号以外の災害及び事故については、現場監督員に提出するものとする。		
			(略)
5.5 爆発及び火災の防止	1.5.5 爆発及び火災の防止	・野焼きの原則	<u>変更</u>
1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、	1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、	廃止	
関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。	関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。		
2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければなら	2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければなら		
ない。	ない。		
3 受注者は、危険物および指定可燃物(以下「危険物等」という)を用いた作業を行う場合は、保管場	3 受注者は、危険物および指定可燃物(以下「危険物等」という)を用いた作業を行う場合は、保管場		
所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなけ	所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなけ		
ればならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなけ	ればならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなけ		
ればならない。	ればならない。		
4 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を <u>原則として</u> 野焼きしてはならない。	4 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。 <del>ただし、軽微なも</del>		
5 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	のを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。		
6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に	5 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。		
努めなければならない。	6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に		
7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管	努めなければならない。		
管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければな	7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管		
官母にガ王の相直を講することもに、後間にわいても、周辺の監視寺を11v、女王を惟休しなり40はな	1 为110人从户中已经上,5%日16人人人从从中间上的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
8 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともにその使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。			
			(略)
<ul> <li>1.5.7 架空線等上空施設</li> <li>1 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行わなければならない。また、監督職員に調査結果の提示を求められた際は、これに従わなければならない。</li> <li>2 受注者は、工事現場において高所作業車等を使用する作業が電力会社送電線の近接作業となる施工にあたっては、当社が電力会社に対し行った事前協議を踏まえて、施工計画書及び作業計画書を作成しなければならない。また、施工にあたっては、電力会社より承認を得た施工手順により施工を行わなければならない。</li> <li>3 受注者は、架空線等上空施設に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。</li> </ul>		・架空線等上空 施設の安全管理 を追加	追加
1.5.8 防災対策   受注者は、工事の施工に当たり、大雨、大雪、出水、強風、台風等に対しては、施工計画書に記載した 防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備 をする等、防災体制を確立しておかなければならない。   また、大雨、大雪、出水、強風、台風等の際には、工事現場の状況に応じ、監督職員の指示により初期   点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。		・記述の整理	<u>変更</u>
<ul> <li>1.5.9 地震防災及び震災対策</li> <li>1 防災対策     受注者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。</li> <li>(1) 地震発生に備えて、施工計画書に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配置に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。</li> <li>(2) 地震が発生したときは、工事現場の状況に応じて、直ちに初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</li> <li>2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。</li> <li>(1) 構築中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。</li> <li>(2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。</li> <li>3 震災対策     受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。</li> <li>(1) 被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</li> </ul>	置を講じなければならない。 (1) 地震発生に備えて、施工計画書に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配置に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。 (2) 地震が発生したときは、工事現場の状況に応じて、直ちに初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。 2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。 (1) 構築中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。 (2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。 3 震災対策 受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。		変更

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
<ul><li>(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</li><li>(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</li></ul>	<ul><li>(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</li><li>(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</li></ul>		
<ul><li>(4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</li><li>(5) 災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに作業計画書により災害復旧計画を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</li></ul>	<ul><li>(4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</li><li>(5) 災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに作業計画書により災害復旧計画を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</li></ul>		
1.5.10 仮設備の管理 受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。	1.5.9 仮設備の管理 受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。		変更
1.5.11 交通安全管理 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第20条によって処置するものとする。 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区面線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省章局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 5 受注者は、取計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7 受注者は、特配仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	1.5.10 交通安全管理 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第24条によって処置するものとする。 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における本事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 5 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	・契約書の改正 反映	変更

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。  9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。  10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。  11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明示されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。  12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。  13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びをチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。	受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。  9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。  10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。  11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明示されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。  12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。  13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びをチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。		
1.5.12 安全・訓練等の実施  1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底 (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認 (5) 当該工事における災害対策訓練 (6) 当該工事現場で予想される事故対策 (7) その他、安全・訓練等として必要な事項 2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	1.5.1+ 安全・訓練等の実施 1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底 (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認 (5) 当該工事における災害対策訓練 (6) 当該工事現場で予想される事故対策 (7) その他、安全・訓練等として必要な事項 2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。		変更
	1.5.12 交通事故発生時等の協力業務  工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。 (1) 非常電話、無線などによる通報 (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起 (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除	・誤記修正	<u>変更</u> (略)

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
第 8 節 検査員等が行う検査	第8節 検査員等が行う検査	・契約書の改正	変更
1.8.1 一 般	1.8.1 一 般	反映	
1 検査員等は、現場監督員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。	1 検査員等は、現場監督員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。		
(1) しゅん功検査	(1) しゅん功検査		
契約書第32条第2項の規定に基づき、工事の完成を確認するための検査をいう。この検査におい	契約書第34条第2項の規定に基づき、工事の完成を確認するための検査をいう。この検査におい		
ては、中間検査済部分及び出来形部分検査済部分についても検査の対象とする。	ては、中間検査済部分及び出来形部分検査済部分についても検査の対象とする。		
(2) 一部しゅん功検査	(2) 一部しゅん功検査		
契約書第39条第1項の規定に基づき、指定部分の工事の完成を確認するための検査をいう。この	契約書第38条第1項の規定に基づき、指定部分の工事の完成を確認するための検査をいう。この		
検査においては、指定部分の中間検査済部分及び出来形部分検査済部分についても検査の対象とす	検査においては、指定部分の中間検査済部分及び出来形部分検査済部分についても検査の対象とす		
<b>ర</b> ం	る。		
(3) 中間検査	(3) 中間検査		
施工の中途において、工事の進捗に伴い工事目的物の完成を確認することが困難となるとき、分割	施工の中途において、工事の進捗に伴い工事目的物の完成を確認することが困難となるとき、分割		
して検査を行うことが望ましいとき等総括監督員が検査を行う必要があると認めたときに、その指	して検査を行うことが望ましいとき等総括監督員が検査を行う必要があると認めたときに、その指		
定する部分に対して行う検査をいう。この場合において、契約書第32条第4項に規定する検査を	定する部分に対して行う検査をいう。この場合において、契約書第31条第4項に規定する検査を		
行った部分についての引渡しを受けるものではない。	行った部分についての引渡しを受けるものではない。		
(4) 出来形部分検査	(4) 出来形部分検査		
契約書第38条第1項に規定する部分払の請求が受注者からなされたときに行う検査をいい、請負	契約書第34条第1項に規定する部分払の請求が受注者からなされたときに行う検査をいい、請負		
代金相当額の算定に使用される。この場合においては、契約書第32条第4項に規定する検査を行	代金相当額の算定に使用される。この場合においては、契約書第34条第4項に規定する検査を行		
った部分についての引渡しを受けるものではない。	った部分についての引渡しを受けるものではない。		
2 総括監督員は、前項の(1)から(3)の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。	2 総括監督員は、前項の(1)から(3)の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。		
.8.2 しゅん功検査	1.8.2 しゅん功検査	・契約書の改正	<u>変更</u>
1 検査責任者は、契約書第 3 <mark>2</mark> 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通	1 検査責任者は、契約書第 3 <del>1</del> 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通	   反映	
ー 知するものとする。	知するものとする。		
2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ現場監督員	2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ現場監督員		
と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自	と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自		
らの責任と費用により行わなければならない。	らの責任と費用により行わなければならない。		
3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。	3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。		
4 しゅん功検査の内容	4 しゅん功検査の内容		
検査員等は、工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。	検査員等は、工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。		
(1) 工事の出来形検査	(1) 工事の出来形検査		
工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。		
(2) 工事管理状況の検査	(2) 工事管理状況の検査		
工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。		
5 立会人	5 立会人		
(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ、当該現場代理人を指導監督する立	(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ、当該現場代理人を指導監督する立		
場にある役職員の臨場を求めることができる。	場にある役職員の臨場を求めることができる。		
(2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事	(2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事		
の受注者の臨場を求めることができる。	の受注者の臨場を求めることができる。		
	6 修 補		
6 修 補		i	Ī
6 修 補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書	(1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
<ul> <li>(2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。</li> <li>(3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補が必要な場合においては、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。</li> <li>(4) 受注者は、第1号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</li> <li>(5) 受注者は、第2号により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</li> <li>(6) 受注者が、第5号の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第43条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該「修補指示書」による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</li> </ul>	できる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補が必要な場合においては、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。 (4) 受注者は、第1号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5) 受注者は、第2号により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。 (6) 受注者が、第5号の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第42条		
1.8.4 出来形部分検査 1 検査の請求 受注者は、契約書第38条第2項に基づき、部分払いの請求に係る工事の出来形部分の確認を求めるときは、「出来形部分検査請求書」を提出しなければならない。 2 検査結果の通知 発注者は、受注者から前項の確認を求められたときは、遅滞なくその確認のための検査を行い、その結果を「出来形部分検査認定書」により受注者に通知しなければならない。 3 工事出来形部分の検査 (1) 受注者は、工事出来形の検査に必要な数量等の算出を行い、提出しなければならない。 (2) 受注者は、工事出来形の検査を行うときは、臨場しなければならない。 (3) 受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。	きは、「出来形部分検査請求書」を提出しなければならない。 2 検査結果の通知	・契約書の改正反映	(略) <u>変更</u>
2.1.3 機材の品質及び規格  1 機材の品質及び規格は、特に設計図書で定められているものを除き、電気通信機器設計資料、 <u>日本産業規格</u> (JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電線工業会規格(JCS)に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。  2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、現場監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電線工業会規格(JCS)に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。	記述の整理	(略) <u>変更</u>
4.1.11 漏電遮断器の設置  1 人が容易に触れるおそれのある場所において、使用電圧が 60V を超える低圧電路に金属製外箱の電気使用機械器具が接続した場合は、電路に地気が生じたときに自動的にその電路を遮断する漏電遮断器を設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。		記述の整理	(略) <u>変更</u>

## 新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月) 旧:電気設備工事共通仕様書(2019年4月) 改訂理由 改訂内容 (1) 電気使用機械器具が、電気室や変電室等のように電気取扱者以外の者が立ち入らない場所に設置 (1) 電気使用機械器具が、電気室や変電室等のように電気取扱者以外の者が立ち入らない場所に設置 された場合 された場合 (2) 電気使用機械器具が、乾燥した場所に設置された場合 (2) 電気使用機械器具が、乾燥した場所に設置された場合 (3) 対地電圧 150V 以下の低圧電路で、電気使用機械器具が、水気のある場所以外の場所に設置され (3) 対地電圧 150V 以下の低圧電路で、電気使用機械器具が、水気のある場所以外の場所に設置され た場合 (4) 電気使用機械器具にD種接地工事又はC種接地工事が施され、その接地抵抗値が3Q以下の場合 (4) 電気使用機械器具にD種接地工事又はC種接地工事が施され、その接地抵抗値が3Ω以下の場合 (5) 電気用品取締法の適用を受けた二重絶縁構造の電気使用機械器具(庭園灯、電動工具等)を設置 (5) 電気用品安全法の適用を受けた二重絶縁構造の電気使用機械器具(庭園灯、電動工具等)を設置 した場合 した場合 (6) 電源側が 300V 以下の低圧電路において、定格容量が 3kVA 以下の絶縁変圧器を設置し、その電 (6) 電源側が 300V 以下の低圧電路において、定格容量が 3kVA 以下の絶縁変圧器を設置し、その電 路に接地工事を施さない場合 路に接地工事を施さない場合 (7) 電気使用機械器具がゴム、合成樹脂、その他絶縁物で被覆されたものである場合 (7) 電気使用機械器具がゴム、合成樹脂、その他絶縁物で被覆されたものである場合 (8) 電気使用機械器具が誘導電動機の2次側電路に接続された抵抗器である場合 (8) 電気使用機械器具が誘導電動機の2次側電路に接続された抵抗器である場合 (9) 電気使用機械器具の内部に、電気用品取締法の適用を受ける漏電遮断器を取付け、かつ、電線引 (9) 電気使用機械器具の内部に、電気用品安全法の適用を受ける漏電遮断器を取付け、かつ、電線引 込部での電線が損傷しないようにした場合 込部での電線が損傷しないようにした場合 2 変圧器によって特別高圧又は高圧電路と結合した 300V を越える低圧電路は、地路が生じたときに 2 変圧器によって特別高圧又は高圧電路と結合した 300V を越える低圧電路は、地路が生じたときに 自動的に電路を遮断する漏電遮断器を設置しなければならない。 自動的に電路を遮断する漏電遮断器を設置しなければならない。 3 前1項及び2項に規定された低圧電路であって、非常用照明装置、非常用昇降機、消防用設備及び 3 前1項及び2項に規定された低圧電路であって、非常用照明装置、非常用昇降機、消防用設備及び その他機能停止が公共の安全確保に支障となるような電気使用機械器具に電気を供給する電路では、 その他機能停止が公共の安全確保に支障となるような電気使用機械器具に電気を供給する電路では、 漏電遮断器に代えて管制所の常時監視員等が駐在している場所に警報を通報させる漏電警報器とする 漏電遮断器に代えて電気取扱者在中場所に警報を通報させる漏電警報器とすることができる。 ことができる。 4 住宅屋内に設置された対地電圧が 150V を超え 300V 以下の低圧電路には、漏電遮断器を設置しなけ 4 住宅屋内に設置された対地電圧が 150V を超え 300V 以下の低圧電路には、漏電遮断器を設置しなけ ればならない。ただし、1 次電圧及び 2 次電圧が 300V 以下で定格容量 3kVA 以下の絶縁変圧器を電源 側に人が容易に触れるおそれがないように設置し、かつ、その電路に接地工事を施さない場合には、 ればならない。ただし、1 次電圧及び2 次電圧が300V 以下で定格容量3kVA 以下の絶縁変圧器を電源

- 側に人が容易に触れるおそれがないように設置し、かつ、その電路に接地工事を施さない場合には、 漏電遮断器の設置を要しない。
- 5 簡易接触防護措置が施されていないライティングダクトに電気を供給する電路には、漏電遮断器を 設置しなければならない。
- 6 フロアヒーティング及びロードヒーティング等の電気使用機械器具に電気を供給する低圧電路に は、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 7 電気温床等の電気使用機械器具に電気を供給する低圧電路には、発熱線を空中又は地中に設置する ものを除き、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 8 小出力発電設備である燃料電池発電設備に接続する電路には漏電遮断器を施設すること。
- 9 労働安全衛生規則の定めるところにより、対地電圧 150V を超える移動又は可搬型の電動機器及び 水などの導電性の液体によって湿潤している場所、その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等の導電性の高い 場所において使用する移動又は可搬型の電動機器に電気を供給する低圧電路には、高感度高速形の漏 電遮断器を設置しなければならない。
- 10 浴室に設置するコンセントに電気を供給する低圧電路には、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 11 メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設置する標識灯等の電気使用機械器具 に電気を供給する低圧電路には、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 12 深夜電力を使用する電気使用機械器具に電気を供給する低圧電路で、次の各号のいずれかに該当す る場合には、漏電遮断器を設置しなければならない。ただし、漏電遮断器を内蔵する電気使用機械器 具が設置された場合は、この限りではない。
- (1) 貯蔵式電気温水器を浴用又は水気のある場所に設置した場合

- 漏電遮断器の設置を要しない。
- 5 簡易接触防護措置が施されていないライティングダクトに電気を供給する電路には、漏電遮断器を 設置しなければならない。
- 6 フロアヒーティング及びロードヒーティング等の電気使用機械器具に電気を供給する低圧電路に は、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 7 電気温床等の電気使用機械器具に電気を供給する低圧電路には、発熱線を空中又は地中に設置する ものを除き、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 8 小出力発電設備である燃料電池発電設備に接続する電路には漏電遮断器を施設すること。
- 9 労働安全衛生規則の定めるところにより、対地電圧 150V を超える移動又は可搬型の電動機器及び 水などの導電性の液体によって湿潤している場所、その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等の導電性の高い 場所において使用する移動又は可搬型の電動機器に電気を供給する低圧電路には、高感度高速形の漏 電遮断器を設置しなければならない。
- 10 浴室に設置するコンセントに電気を供給する低圧電路には、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 11 メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設置する標識灯等の電気使用機械器具 に電気を供給する低圧電路には、漏電遮断器を設置しなければならない。
- 12 深夜電力を使用する電気使用機械器具に電気を供給する低圧電路で、次の各号のいずれかに該当す る場合には、漏電遮断器を設置しなければならない。ただし、漏電遮断器を内蔵する電気使用機械器 具が設置された場合は、この限りではない。
- (1) 貯蔵式電気温水器を浴用又は水気のある場所に設置した場合
- (2) 深夜電力を使用する電気使用機械器具を水気のある場所に設置した場合

新:電気設備工事共通仕様書	(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019年4月)	改訂理由	改訂内容
(2) 深夜電力を使用する電気使用機械器具を水気のある	5場所に設置した場合	(3) 対地電圧 150V を超える低圧電路に、深夜電力を使用する電気使用機械器具を設置した場合		
(3) 対地電圧 150V を超える低圧電路に、深夜電力を使	用する電気使用機械器具を設置した場合	13 建設工事用の電気使用機械器具に電気を供給する低圧電路には、漏電遮断器を設置しなければなら		
13 建設工事用の電気使用機械器具に電気を供給する低圧	<b>三電路には、漏電遮断器を設置しなければなら</b>	ない。		
ない。		14 次の各号に掲げる設備に電気を供給する低圧電路には、漏電遮断器を設置しなければならない。		
14 次の各号に掲げる設備に電気を供給する低圧電路には	、漏電遮断器を設置しなければならない。	(1) 噴水、池、水田等これらに類するものに使用する循環ろ過ポンプ及び給排水ポンプ等の電動機設		
(1) 噴水、池、水田等これらに類するものに使用する紙	<b>f環ろ過ポンプ及び給排水ポンプ等の電動機設</b>	備		
備		(2) 屋側又は屋外に設置したコンセント設備		
(2) 屋側又は屋外に設置したコンセント設備		15 1項から14に規定するもの以外であって、次に掲げる電路には、漏電遮断器を施設すること。		
15 1 項から 14 に規定するもの以外であって、次に掲げる	5 電路には、漏電遮断器を施設すること。	(1) 湿気の多い場所に施設する電気使用機械器具に至る電路。		
(1) 湿気の多い場所に施設する電気使用機械器具に至る	電路。	(2) 屋外に施設する電気機械器具であって、人が容易に触れる電気機械器具に至る電路。		
(2) 屋外に施設する電気機械器具であって、人が容易に	こ触れる電気機械器具に至る電路。	(3) 住宅以外の場所の屋内に施設する白熱電灯に電気を供給する屋内電路であって、当該電路の対地		
(3) 住宅以外の場所の屋内に施設する白熱電灯に電気を	供給する屋内電路であって、当該電路の対地	電圧が 150V を超えるもの。		
電圧が 150V を超えるもの。		(4) メタルラス張り又はワイヤラス張りのモルタル壁を有する防火構造の木造造営物に施設する電		
(4) メタルラス張り又はワイヤラス張りのモルタル壁	を有する防火構造の木造造営物に施設する電	路。		
路。		(5) 金属板張り壁を有する防火構造の木造造営物に施設する電路。		
(5) 金属板張り壁を有する防火構造の木造造営物に施設	とする 電路。			
				(略)
4.1.22 絶縁抵抗及び絶縁耐力		4.1.22 絶縁抵抗及び絶縁耐力	記述の整理	<u>変更</u>
3 高圧及び特別高圧の電路は、表 4.1.21 の電路の種類に	上応じた、試験電圧を電路と大地との間 (多芯	3 高圧及び特別高圧の電路は、表 4.1.21 の電路の種類に応じた、試験電圧を電路と大地との間(多芯		
ケーブルにあっては、芯線相互間及び心線と大地との間	)に連続して 10 分間加えて絶縁耐力を試験し	ケーブルにあっては、芯線相互間及び心線と大地との間)に連続して 10 分間加えて絶縁耐力を試験し		
たとき、これに耐えるものでなければならない。ただし	、電線にケーブルを使用する交流の電路であ	たとき、これに耐えるものでなければならない。ただし、電線にケーブルを使用する交流の電路であ		
って、同表の電路の種類に応じた、試験電圧の 2 倍の値	査流電圧で電路と大地との間(多芯ケーブルに	って、同表の電路の種類に応じた、試験電圧の 2 倍の直流電圧で電路と大地との間(多芯ケーブルに		
あっては、芯線相互間及び心線と大地との間)に連続し	て 10 分間加えて絶縁耐力を試験したときこれ	あっては、芯線相互間及び心線と大地との間)に連続して 10 分間加えて絶縁耐力を試験したときこれ		
に耐えるものについては、この限りでない。		に耐えるものについては、この限りでない。		
表 4.1.21 <u>電路</u> の種類	と試験電圧	表 4.1.21 <mark>電炉</mark> の種類と試験電圧		
電路の種類	試験電圧	電路の種類 試験電圧		
1 最大使用電圧が 7,000V 以下の電路	最大使用電圧の 1.5 倍の電圧	1 最大使用電圧が 7,000V 以下の電路 最大使用電圧の 1.5 倍の電圧		
2 最大使用電圧が 7,000V を超え 15,000V 以下の中	生	2 最大使用電圧が 7,000V を超え 15,000V 以下の中性		
点接地式電路(中性線を有するものであって、その	の 最大使用電圧の 0.92 倍の電圧	点接地式電路(中性線を有するものであって、その 最大使用電圧の 0.92 倍の電圧		
中性線に多重接地するものに限る。)		中性線に多重接地するものに限る。)		
3 最大使用電圧が 7,000V を超え 60,000V 以下の電	格 最大使用電圧の 1.25 倍の電圧 (10,500V	3 最大使用電圧が 7,000V を超え 60,000V 以下の電路 最大使用電圧の 1.25 倍の電圧 (10,500V		
(2に掲げるものを除く。)	未満となる場合は 10,500V)	(2 に掲げるものを除く。) 未満となる場合は 10,500V)		
4 最大使用電圧が60,000Vを超える中性点非接地式	Ē	4 最大使用電圧が60,000Vを超える中性点非接地式電		
路(電位変成器を用いて接地するものを含む。)	最大使用電圧の 1.25 倍の電圧	路(電位変成器を用いて接地するものを含む。)		
5 最大使用電圧が60,000Vを超える中性点接地式電	8	5 最大使用電圧が60,000Vを超える中性点接地式電路		
(電位変成器を用いて接地するもの並びに6及び	最大使用電圧の 1.1 倍の電圧(75,000V  7			
1	未満となる場合は 75,000V)	未満となる場合は 75,000V)		

最大使用電圧の 0.72 倍の電圧

に掲げるものを除く。)

式電路(7に掲げるものを除く。

6 最大使用電圧が 170,000V を超える中性点直接接地

6 最大使用電圧が 170,000V を超える中性点直接接地

に掲げるものを除く。)

式電路(7に掲げるものを除く。

最大使用電圧の 0.72 倍の電圧

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
7 最大使用電圧が 170,000V を超える中性点直接接地 式電路であって、その中性点が直接接地されている 発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施 設するもの	7 最大使用電圧が 170,000V を超える中性点直接接地 式電路であって、その中性点が直接接地されている 発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施 設するもの		
			(略)
第 2 節 金属管配線工事	第 2 節 金属管配線工事	記述の整理	<u>変更</u>
4.2.1 一 般	4.2.1 一 般		
2 金属管工事に使用する金属管及びボックス並びに付属品は、次の各号に適合するものでなければならない。	2 金属管工事に使用する金属管及びボックス並びに付属品は、次の各号に適合するものでなければならない。		
りなv。 (1) 電気用品安全法の適用を受ける金属製のもの又は黄銅若しくは銅で堅ろうに製作したもの。ただ			
(1) <u>電気用面女主伝</u> の適用を支ける金属袋のもの文は黄鋼石とくは鋼(至つ)に袋目とたもの。たたし、絶縁ブッシングはこの限りでない。	(1) 電気用電気構造伝の適用を支げる金属袋のもの文は異調石とくは調く至ろうに製作したもの。ただし、絶縁ブッシングはこの限りでない。		
			(略)
第 3 節 合成樹脂管配線工事	第 3 節 合成樹脂管配線工事	記述の整理	<u>変更</u>
4.3.1 一 般	4.3.1 一 般		
1 合成樹脂管工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。	1 合成樹脂管工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。		
(1) 電線は、絶縁電線とする。	(1) 電線は、絶縁電線とする。		
(2) 電線は、直径 3.2mm (アルミ電線にあっては、4.0mm) を超えるものはより線でなければならな	(2) 電線は、直径 3.2mm(アルミ電線にあっては、4.0mm)を超えるものはより線でなければならな		
い。ただし、長さ 1m 程度以下の合成樹管に収めるものは、この限りでない。	い。ただし、長さ 1m 程度以下の合成樹管に収めるものは、この限りでない。		
(3) 合成樹脂管内では、接続点を設けてはならない。	(3) 合成樹脂管内では、接続点を設けてはならない。		
(4) 合成樹脂管配線は、重量物の圧力又は著しい機械的衝撃を受ける場所には敷設してはならない。	(4) 合成樹脂管配線は、重量物の圧力又は著しい機械的衝撃を受ける場所には敷設してはならない。		
ただし、適当な防護装置を施した場合は、この限りではない。	ただし、適当な防護装置を施した場合は、この限りではない。		
2 合成樹脂管工事に使用する合成樹脂管及びボックス並びにその他の付属品は、次の各号に適合する	2 合成樹脂管工事に使用する合成樹脂管及びボックス並びにその他の付属品は、次の各号に適合する		
ものでなければならない。	ものでなければならない。		
(1) <u>電気用品安全法</u> の適用を受けた合成樹脂管及びボックス並びにその他の付属品でなければならな			
い。ただし、付属品のうちコンクリート内に埋設する金属製のボックス、大型プルボックス及び粉			
じん防爆型フレクシブルフィッチングにあっては、この限りではない。	じん防爆型フレクシブルフィッチングにあっては、この限りではない。		
(2) 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないような滑らかなものでなければならない。	(2) 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないような滑らかなものでなければならない。		
(3) 合成樹脂管の寸法は、表 4.3.1 に示すとおりとする。	(3) 合成樹脂管の寸法は、表 4.3.1 に示すとおりとする。		
(4) 合成樹脂管の厚さは、2 mm以上としなければならない。ただし、露出した場所又は点検できる隠			
ペい場所であって、乾燥した場所に接触防護措置を施す場合は、管の厚さを 1 mm以上とすることができる。	ペい場所であって、乾燥した場所に接触防護措置を施す場合は、管の厚さを 1 mm以上とすることができる。		
			(略)
第 4 節 金属製可とう電線管配線工事	第 4 節 金属製可とう電線管配線工事	記述の整理	<u>変更</u>
4.4.1 一 般	4.4.1 一 般		
1 金属製可とう電線管工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。	1 金属製可とう電線管工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。		
(1) 電線は、絶縁電線とする。	(1) 電線は、絶縁電線とする。		
(2) 電線は、直径3.2mm (アルミ電線にあっては、4mm) を超えるものはより線でなければならない。			
(3) 金属製可とう電線管内では、接続点を設けてはならない。	(3) 金属製可とう電線管内では、接続点を設けてはならない。		
(4) 金属製可とう電線管配線は、重量物の圧力又は著しい機械的衝撃を受ける場所には敷設してはな			
らない。ただし、適当な防護装置を施した場合は、この限りではない。	らない。ただし、適当な防護装置を施した場合は、この限りではない。		

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
(5) 金属製可とう電線管は、二種金属製可とう電線管であること。ただし、露出した場所又は点検で	(5) 金属製可とう電線管は、二種金属製可とう電線管であること。ただし、露出した場所又は点検で		
きる隠ぺい場所であって、乾燥した場所において使用するもの(使用電圧が300Vを超える場合は、	きる隠ぺい場所であって、乾燥した場所において使用するもの(使用電圧が300Vを超える場合は、		
電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分に使用するものに限る。) にあってはこの限り	電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分に使用するものに限る。) にあってはこの限り		
ではない。	ではない。		
2 金属製可とう電線管工事に使用する可とう電線管及びボックスその他付属品は、次の各号に適合し	2 金属製可とう電線管工事に使用する可とう電線管及びボックスその他付属品は、次の各号に適合し		
たものでなければならない。	たものでなければならない。		
(1) 金属製可とう電線管及びボックスその他付属品は、 <u>電気用品安全法</u> に適合した規格品でなければ	(1) 金属製可とう電線管及びボックスその他付属品は、 <mark>電気用品取締法</mark> に適合した規格品でなければ		
ならない。	ならない。		
			(略)
第 5 節 金属線の配線工事	第 5 節 金属線の配線工事	記述の整理	<u>変更</u>
4.5.1 一 般	4.5.1 一 般		
1 金属線ぴ工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。	1 金属線ぴ工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。		
(1) 電線は、絶縁電線とする。	(1) 電線は、絶縁電線とする。		
(2) 金属線ぴ内では、電線に接続点を設けてはならない。ただし、 <u>電気用品安全法</u> の適用を受ける二	(2) 金属線ぴ内では、電線に接続点を設けてはならない。ただし、 <mark>電気用品取扱法</mark> の適用を受ける二		
種金属線ぴを使用し、かつ、次により敷設する場合はこの限りではないものとする。	種金属線ぴを使用し、かつ、次により敷設する場合はこの限りではないものとする。		
イ 電線を分岐する場合	イ 電線を分岐する場合		
ロ 接続点を容易に点検できるようにした場合	ロ 接続点を容易に点検できるようにした場合		
ハ 金属線ぴにD種接地工事が施された場合	ハ 金属線ぴにD種接地工事が施された場合		
ニ 金属線ぴ内の電線を外部に引き出す部分は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事	ニ 金属線び内の電線を外部に引き出す部分は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事		
又はケーブル工事によることとし、金属線ぴの貫通部分で電線が損傷するおそれがないようにし	又はケーブル工事によることとし、金属線ぴの貫通部分で電線が損傷するおそれがないようにし		
た場合	た場合		
2 金属線ぴ工事に使用する金属線ぴ及びボックス並びにその他付属品は、次の各号に適合したもので	2 金属線ぴ工事に使用する金属線ぴ及びボックス並びにその他付属品は、次の各号に適合したもので		
なければならない。	なければならない。		
(1) <u>電気用品安全法</u> の適用を受ける金属製の線ぴ及びボックスその他付属品又は黄銅もしくは銅で堅	(1) <del>電気用品取扱法</del> の適用を受ける金属製の線ぴ及びボックスその他付属品又は黄銅もしくは銅で堅		
牢に製作したものであって、内面をなめらかにしたものであること。	牢に製作したものであって、内面をなめらかにしたものであること。		
(2) 黄銅製又は銅製の線ぴの形状は、幅が 5 cm以下、厚さが 0.5 mm以上のものでなければならない。	(2) 黄銅製又は銅製の線ぴの形状は、幅が 5 cm以下、厚さが 0.5 mm以上のものでなければならない。		
			(略)
第 6 節 合成樹脂線の配線工事	第 6 節 合成樹脂線 の配線工事	記述の整理	変更
4.6.1 一 般	4.6.1 一 般		
1 合成樹脂線ぴ工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。	1 合成樹脂線ぴ工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。		
(1) 電線は、絶縁電線とする。	(1) 電線は、絶縁電線とする。		
(2) 合成樹脂線ぴ内では、電線に接続点を設けてはならない。ただし、 <u>電気用品安全法</u> の適用を受け	(2) 合成樹脂線ぴ内では、電線に接続点を設けてはならない。ただし、 <del>電気用品取締法</del> の適用を受け		
る合成樹脂製のジョイントボックスを使用する場合は、この限りではない。	る合成樹脂製のジョイントボックスを使用する場合は、この限りではない。		
(3) 配線の使用電圧は、300V以下でなければならない。	(3) 配線の使用電圧は、300V以下でなければならない。		
(4) 屋内の乾燥した場所であり、露出場所もしくは点検できる隠ぺい場所も限り、施設することがで	(4) 屋内の乾燥した場所であり、露出場所もしくは点検できる隠ぺい場所も限り、施設することがで		
きる。	きる。		
2 合成樹脂線ぴ工事に使用する合成樹脂線ぴ及びボックスその他付属品は、 <u>電気用品安全法</u> の適用を	2 合成樹脂線ぴ工事に使用する合成樹脂線ぴ及びボックスその他付属品は、 <del>電気用品取締法</del> の適用を		
受けたものでなければならない。	受けたものでなければならない。		
			(略)
第 7 節 フロアダクト配線工事	第 7 節 フロアダクト配線工事	記述の整理	<u>変更</u>

新:電気設備工事共通仕様書(2021 年 7 月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019 年 4 月)	改訂理由	改訂内容
### ### #############################	<ul> <li>4.7.1 一般</li> <li>1 フロアダクト工事による低圧屋内配線工事は、次の各号によって行わなければならない。</li> <li>(1) 電線は、絶縁電線とする。</li> <li>(2) 電線は、直径 3.2mm (アルミ電線にあっては、4.0mm) を超えるものは、より線でなければならない。</li> <li>(3) 電線の接続は、ジャンクションボックス内で行わなければならない。</li> <li>(4) 配線の使用電圧は、300V以下でなければならない。</li> <li>(5) 屋内の乾燥したコンクリートまたはシンダーコンクリートの床内の埋込みに限り、施設することができる。</li> <li>2 フロアダクト工事に使用するフロアダクト及びボックスその他付属品は、次の各号に適合するものでなければならない。</li> <li>(1) 電気用品取締法の適用を受ける金属製フロアダクト及びボックスその他付属品又は厚さが2mm以上の鋼板で堅ろうに製作し、亜鉛メッキ若しくはエナメル等で被覆したものでなければならない。</li> <li>(2) セルラダクト配線に使用するセルラダクトと組み合わせて床内に埋設し、かつ、当該フロアダク</li> </ul>		改訂内容
(3) 端日及び四面は、电縁の恢復を損傷しないより平角に仕上りられたものでなりればならない。	(3) 端日及び四回は、电極の恢復を損傷しないより平角に仕上りられたものでなりがはならない。		(略)
9.13.5 架空弱電流電線との接近または交さ 架空弱電流電線と特別高圧架空電線とが接近又は交さする場合の離隔距離は、表 9.13.2 によるものとする。 表 9.13.2 架空弱電流電線と特別高圧架空電線との離隔距離 特別高圧の電圧と電線の区	9.13.5 架空弱電流電線電線との接近または交さ 架空弱電流電線と特別高圧架空電線とが接近又は交さする場合の離隔距離は、と特別高圧架空表 9.13.2 によるものとする。 表 9.13.2 架空弱電流電線と特別高圧架空電線との離隔距離 特別高圧の電圧と電線の区 離隔距離 分 2mに使用電圧が 60kVを超える電線 超える 10kV 又はその端数 ごとに 0.12mを加えた値 60kV以下の裸線 2 m  〃 絶縁電線 1 m  〃 ケーブル 0.5m	記述の整理	変更
			(略)
9.15.1 一 般 通信用接地工事は、通信機器用直流電流の <u>正極</u> 接地及び各種保安装置の大地側に行う接地工事である。	9.15.1 一 般 通信用接地工事は、通信機器用直流電流の <mark>陽極</mark> 接地及び各種保安装置の大地側に行う接地工事である。	記述の整理	変更
			(略)
第 3 節 料金所ETC設備据付工事 11.3.1 一 般	第 3 節 料金所ETC設備据付工事 11.3.1 一 般	記述の整理	<u>変更</u>

新:電気設備工事共通仕様書(2021年7月)	旧:電気設備工事共通仕様書(2019年4月)	改訂理由	改訂内容
料金所ETC設備据付工事は、ETC車両が料金所を通過する際、無線通信を利用することにより、一	料金所ETC設備据付工事は、ETC車両が料金所を通過する際、無線通信を利用することにより、一		
旦停止することなく、自動的に通行料金の支払い手続きを可能とする端末装置の装置据付工事、装置間	旦停止することなく、自動的に通行料金の支払い手続きを可能とする端末装置の装置据付工事、装置間		
配線工事及び装置調整工事である。	配線工事及び装置調整工事である		
			(略)
第 4 節 フリーフローETC設備据付工事	第 4 節 フリーフローETC設備据付工事	記述の整理	<u>変更</u>
11.4.1 一 般	11.4.1 一 般		
フリーフローETC設備据付工事は、ETC車両が入口料金所を通過したときETC処理された車両	フリーフローETC設備据付工事は、ETC車両が入口料金所を通過したときETC処理された車両		
器及びICカードに対し、出口等で入口情報を元に課金処理を行うフリーフローETC装置の装置据	器及びICカードに対し、出口等で入口情報を元に課金処理を行うフリーフローETC装置の装置据		
付工事、装置間配線工事及び装置調整工事である。	付工事、装置間配線工事及び装置調整工事である		